

大和高田市耐震改修促進計画

令和4年3月 改定

大和高田市

目 次

第1章 基本方針	…	1
1-1 背景と目的	…	1
1) 背景	…	1
2) 目的	…	1
1-2 位置づけ	…	2
1-3 計画期間	…	3
1-4 計画対象区域	…	3
1-5 耐震化への課題	…	4
第2章 想定される地震の規模・被害	…	5
2-1 想定される地震の規模、被害の状況	…	5
1) 想定される地震の規模	…	5
2) 想定される人的被害	…	8
3) 想定される建物被害	…	8
4) 南海トラフ巨大地震の被害想定	…	9
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	…	10
3-1 計画策定における表現について	…	10
3-2 耐震化に向けた取り組み	…	10
1) 大和高田市のこれまでの取り組み	…	10
2) 奈良県の耐震改修促進計画(抜粋)	…	12
3) 国の基本方針(抜粋)	…	12
3-3 住宅の耐震化の現状と目標	…	12
1) 住宅の現状	…	12
2) 住宅の将来	…	14
3) 耐震化の目標の設定	…	15
3-4 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状と目標	…	16
1) 多数の者が利用する建築物等の現状	…	16
2) 多数の者が利用する建築物等の分布状況	…	18
3) 多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況	…	19
4) 耐震化の目標の設定	…	20
3-5 市有建築物の耐震化の現状と目標	…	21
1) 市有建築物における耐震化の現状	…	21
2) 市有建築物における耐震化の目標	…	23

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	… 24
4-1 耐震診断・耐震改修に向けての各々の役割分担	… 24
1) 住宅・建築物の所有者の役割	… 24
2) 市の役割	… 24
3) 建築関係団体等の役割	… 24
4-2 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取り組み方針	… 24
1) 耐震化を図る施策の基本方針	… 24
2) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	… 25
4-3 耐震診断・耐震改修を促進する支援策の概要	… 26
4-4 耐震改修に関する優遇税制の活用	… 26
4-5 安心して耐震改修を行うことができる環境整備	… 26
4-6 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	… 27
1) ブロック塀等の安全対策	… 27
2) 窓ガラス、天井落下防止対策等について	… 27
3) エレベーターの地震防災対策	… 28
4) 避難路等の現状把握及びその沿道の住宅・建築物耐震化基礎資料の整備	… 28
第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	… 29
5-1 地震ハザードマップの作成・公表	… 29
5-2 相談体制の整備及び情報提供の充実	… 30
5-3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	… 31
1) パンフレットの作成・配布等	… 31
2) 各種広報媒体を活用した普及・啓発	… 31
3) 説明会等の開催	… 31
5-4 家具の転倒防止策の推進	… 31
5-5 自治会等との連携(取り組み支援策等)	… 32
5-6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項	… 32
第6章 所管行政庁との連携に関する事項	… 32
第7章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	… 33
7-1 庁内での推進体制の確立	… 33
7-2 関係団体との協働による推進体制の確立	… 33

第1章 基本方針

1-1 背景と目的

1) 背景

① 耐震改修促進法の制定

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、約25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらしました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等(10万棟を超える家が全壊)によるものでした。この教訓を踏まえて、国は、平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年12月施行。以下「耐震改修促進法」という。)を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

② 耐震改修促進法の改正と耐震化率の目標設定

建築物の地震対策が緊急の課題とされる中、中央防災会議による「地震防災戦略」を踏まえ、国は、平成17年11月7日に耐震改修促進法を改正、さらに平成18年1月に国の基本方針を定め、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度末に90パーセントとすることを目標設定しました。

しかし、その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災などを背景に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」を平成25年11月25日に施行し、市町村耐震改修促進計画に関する条文が新設されるなど大きな改正がありました。

③ 県計画の見直し

このような国の動きを受けて、奈良県では令和3年3月に奈良県耐震改修促進計画(以下「県計画」という。)を改定し、令和7年度末までに住宅の耐震化率を95パーセント、多数の者が利用する民間建築物及び県有建築物の耐震化率を95パーセントとする耐震化の目標を修正しています。

2) 目的

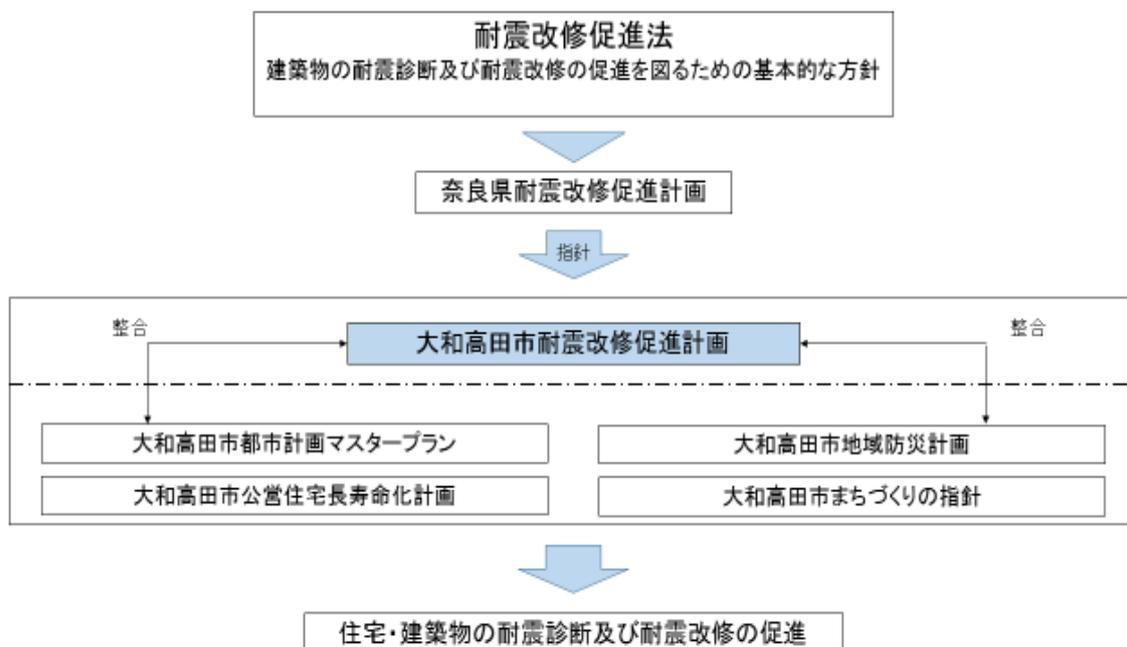
「大和高田市耐震改修促進計画」(以下「本促進計画」という。)は、このような国や県の動きなどの背景を踏まえ、災害に強いまちづくりを目標とし、日常生活において最も滞在期間の長い住宅や、不特定多数の人が利用する特定建築物、防災拠点となる公共建築物を中心とした建築物の耐震化を促進し、特に昭和56年以前の建築物の耐震化を図ることで、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することにより都市の防災性を高め、震災から市民の生命及び財産を守ることを目的とします。

1-2 位置付け

市の総合計画である「大和高田市総合計画」(平成 25 年 4 月作成の第 4 次総合計画後期計画)に代わり「大和高田市まちづくりの指針」(令和 2 年 3 月作成)をはじめ、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき防災に係る「大和高田市地域防災計画」(平成 17 年 4 月作成、平成 29 年 3 月改定)及び住宅行政の計画である「大和高田市営住宅等長寿命化計画」(令和 2 年 3 月改定)等との整合を図りつつ、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号。以下、「耐震改修促進法」という。)第 6 条の規定に基づく、大和高田市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下、「大和高田市耐震改修促進計画」という。)を改定します。

なお、大和高田市耐震改修促進計画(以下、「本促進計画」という。)は、平成 25 年 5 月に改正施行された耐震改修促進法第 6 条第 1 項に基づき、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)及び「奈良県耐震改修促進計画(平成 28 年 3 月改定)」(以下、「県計画」という。)等を勘案し改定するものとします。

■図1-2 本促進計画の位置付け



1-3 計画期間

本促進計画の実施期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
また、国や県の動向、促進計画に位置付けた施策(助成制度、普及啓発等)の進捗状況及び大規模な災害の発生等に応じて、目標や計画内容の見直し等の検討を行うものとします。

1-4 計画対象区域

本促進計画の実施対象区域は、市内全域とします。
また、大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりを目的として、地震時において倒壊して緊急輸送道路等をふさぎ、避難、救命、消化等の活動の妨げになる危険性が高く、又は緊急性があるような箇所に対して、市民の不安解消と特殊建築物等の耐震診断等を促進するため、緊急時対策本部を据える市役所本庁舎、市内の避難施設から周囲30m以内又は緊急輸送道路から30m以内を重点区域と定め、本市特殊建築物耐震診断補助事業の事業対象区域と定めます。

1-5 耐震化への課題

本促進計画では、市民や建築物の所有者が自主的に耐震化に取り組み、行政はその支援をすることを基本としますが、現在耐震化への取り組みは思うように進んでいない状況にあります。

平成23年3月に発生した東日本大震災などを代表とした近年の災害等により、地震発生による被害の甚大さ、地震に対する建築物の耐震性等についての意識は高まってきたものの、依然として居住建物等の耐震性能不足による危険性の認識不足によるもの、また、高齢者世帯や子育て世代等では費用や労力の負担の大きさ等が、耐震化へのためらいを生んでいると考えられます。

さらに、必要性を認識していても、どこに、誰に相談すればよいのか、信頼できる業者であるのかがわからないこと、自治体等の助成制度の存在を知らないこと、どこまでの費用対効果があるのかがわかりにくいこと等も、耐震化を阻害する要因と考えられます。

このような阻害要因について、解決あるいは解消できる施策を実行していくことにより、耐震化をさらに促進していくことが必要となっています。

また、これまでの本市における木造住宅の耐震診断の実施件数と診断結果をみると、平成22年度から令和元年度現在の10ヵ年で45件の診断件数がある中で、評点(*)が1.0以上となったものは0件であり、0.7以上～1.0未満のものでも3件となっています。

このため、災害時において少なくとも「命を守る」という観点から、例えば、耐震診断による評点を0.7以上にする簡易な耐震化工事を行う等、高齢者等が耐震化を実施しやすい環境づくりが必要であると考えられます。

(*)評点:木造住宅の耐震診断において、基礎や壁の配置などを基に算出する建築物の耐震性を示す指標で、標準は1.0です。

評点が0.7未満の場合は倒壊の危険性が高い、危険な住宅とされています。

第2章 想定される地震の規模・被害

2-1 想定される地震の規模、被害の状況

1) 想定される地震の規模

これまでに近畿地方に大きな影響を与えた地震は、生駒断層帯や木津川断層帯など内陸部の活断層を震源とする「内陸型地震」と、東南海・南海沖のプレートの沈み込みによって起こると考えられる「海溝型地震」に区分されています。

これらのうち、奈良県内・近傍を震源とする「内陸型地震」では、生駒断層帯付近でマグニチュード6級の地震が明治以前に数回発生した記録があり、昭和初期の1936年に死傷者68名(うち奈良県内8名)、家屋全半壊148戸の被害を出した河内大和地震が発生しています。

「海溝型地震」では東南海・南海沖で発生した宝永地震や安政の南海地震等のマグニチュード8級の巨大地震により、県内で震度5以上の揺れを記録し、家屋や建造物等に被害が発生しています。

奈良県が平成16年10月に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では、県周辺における被害地震発生の履歴及び活断層の分布を踏まえ、内陸型地震として8つの地震断層帯を設定しています。また、海溝型地震として、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で想定された、東海、東南海、南海地震の5つの組合せのケースを想定しています。

このうち、表2-1のとおり、本市において大きな被害が予想される内陸型地震(①奈良盆地東縁断層帯(35 km)②中央構造線断層帯(74 km)③生駒断層帯(38 km)⑤あやめ池-松尾山断層(20 km))と海溝型地震である東南海、南海地震の場合を想定します。

地震の発生する確率は、海溝型である東南海、南海地震における発生率は今後30年以内には、それぞれ60%~70%程度及び50%程度と高い値となっています。また、内陸型である中央構造線断層帯での発生率は5%以下と低いですが、近年各地で大地震が発生しており、わが国においても、いつどこで発生してもおかしくない状況であると認識されています。

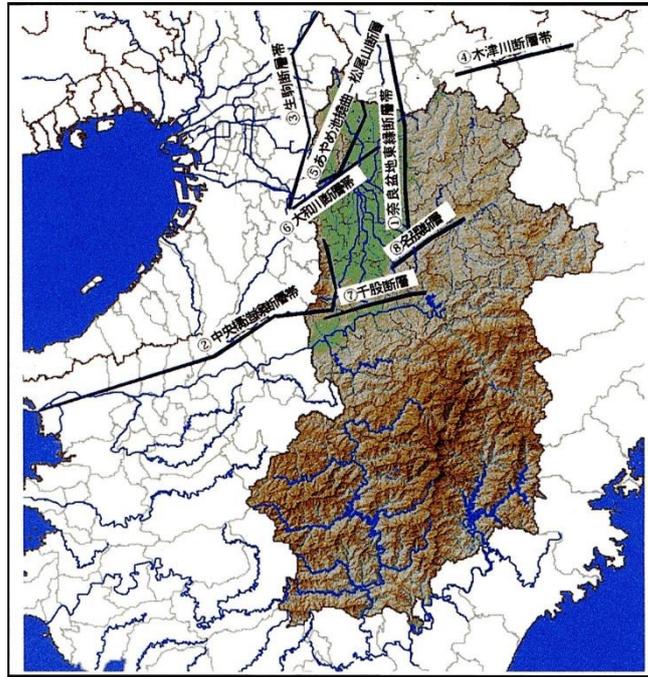
■表2-1 想定される地震の規模(大和高田市)

想定地震		最大震度	想定マグニチュード
内陸型地震	①奈良盆地東縁断層帯 (35 km)	7	7.5
	②中央構造線断層帯 (74 km)	7	8.0
	③生駒断層帯 (38 km)	7	7.5
	⑤あやめ池-松尾山断層 (20 km))	6強	7.0
海溝型地震	東南海、南海地震同時発生	5強	8.6

※ 第2次奈良県地震被害想定調査報告書(平成16年10月公表)

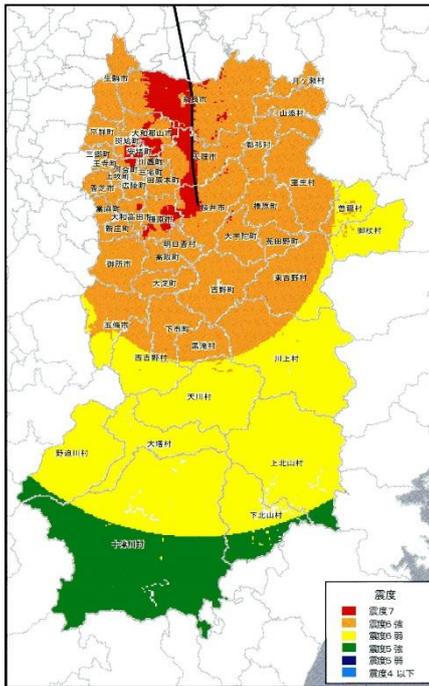
※ 番号は図中番号のとおり。

■奈良県における断層帯位置

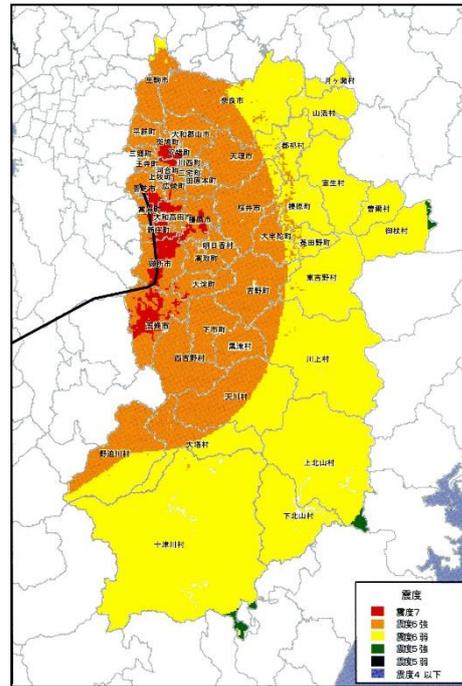


本市において大きな被害が予想される内陸型地震(①奈良盆地東縁断層帯②中央構造線断層帯③生駒断層帯⑤あやめ池-松尾山断層)と海溝型地震である東南海、南海地震同時発生の場合のそれぞれの震度分布は、以下の図のとおりです。内陸型地震に関しては、いずれも震度6強以上であり、部分的に震度7の分布を示しています。

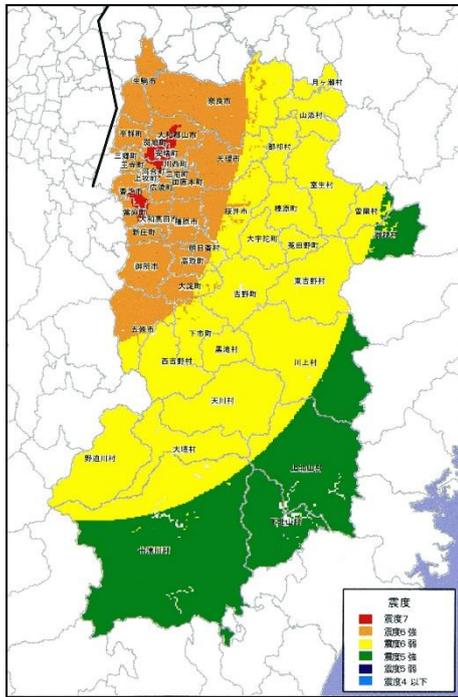
①奈良盆地東縁断層帯



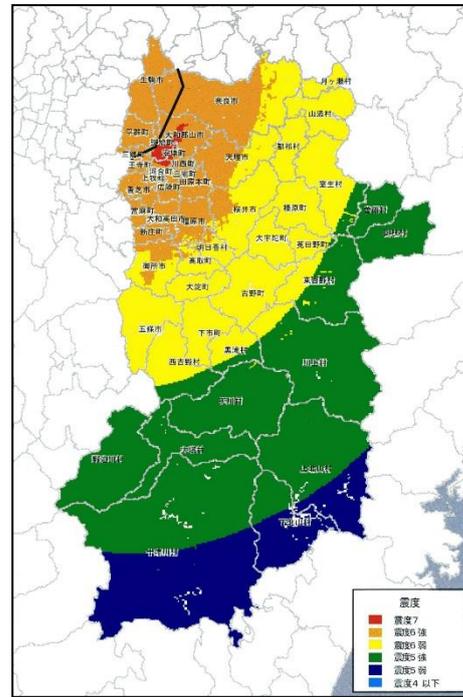
②中央構造線断層帯



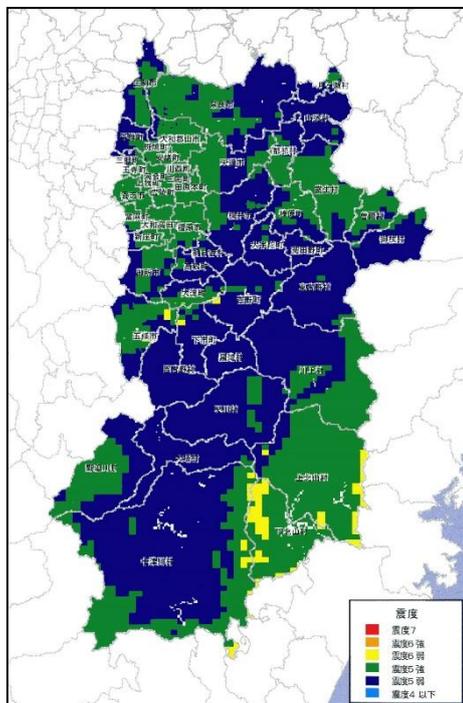
③生駒断層帯



⑤あやめ池一松尾山断層



東南海、南海地震同時発生



2) 想定される人的被害

1) 想定される地震の規模で述べた想定地震ごとの人的被害は、表2-2-1のとおり予測されています。奈良県の調査では地震発生時間を冬の平日午後6時(火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。)とした場合と、冬の平日午前5時(建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。)とした場合の2ケースを想定していますが、以下では最も人的被害の大きい冬の午前5時のケースについて記載します。

■表2-2-1 想定される人的被害(大和高田市)

(単位:人)

想定地震	死者数	負傷者数	死者+負傷者数	避難者数 (直後)	避難者数 (一週間後)
①中央構造線断層帯	258	947	1,205	18,804	24,635
②奈良盆地東縁断層帯	207	867	1,074	18,390	24,639
③生駒断層帯	206	865	1,071	18,385	24,649
⑤あやめ池-松尾山断層	187	815	1,002	18,191	24,607
東南海、南海地震同時発生	0	51	51	448	560

※ 第2次奈良県地震被害想定調査報告書(平成16年10月公表)

3) 想定される建物被害

想定地震ごとの建物被害は、表2-2-2のとおり想定されています。焼失棟数については、最も焼失棟数が大きくなる冬の平日午後6時(火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。)に地震が発生した場合を記載します。

■表2-2-2 想定される建物被害(大和高田市)

(単位:棟)

想定地震	全壊	半壊	全壊+半壊	焼失数
①中央構造線断層帯	5,841	3,620	9,461	908
②奈良盆地東縁断層帯	4,649	3,899	8,548	887
③生駒断層帯	4,620	3,902	8,522	892
⑤あやめ池-松尾山断層	4,133	4,029	8,162	866
東南海、南海地震同時発生	97	90	187	0

※ 第2次奈良県地震被害想定調査報告書(平成16年10月公表)

本市においても、被害が甚大になるのは内陸型地震であり、人的被害に関しては死傷者が1,000人を越え、避難者数は被災一週間後には25,000人に迫ると思われます。また、建物被害に関しても、全半壊する建物は9,000棟あまりと見られ、建物全体棟数の37.4%にのぼると想定しています。

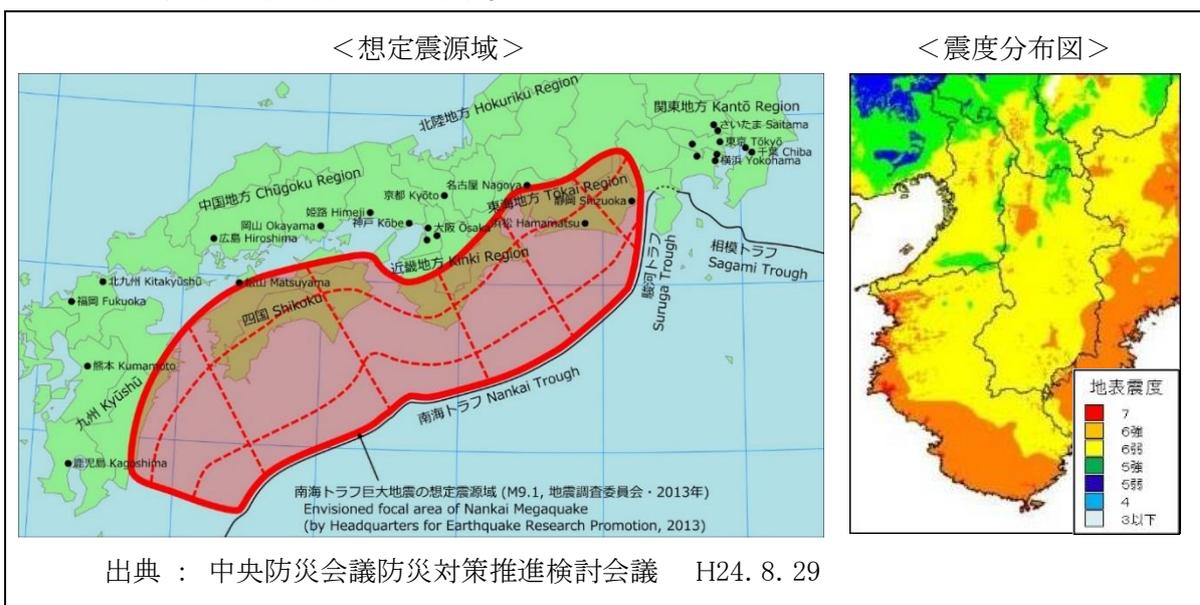
また、内陸型地震においては時間経過による災害の拡大が予測され、人的あるいは建物被害は予測数字よりも多くなる可能性があると考えています。

さらに、政府の地震調査委員会が公表した「2014年度版全国地震動予測地図」より、今後30年以内に震度6以上の地震が発生する確率は低くないとの予測がされており、現行の耐震性の低い建築物については、震度6弱の揺れによって倒壊する危険性があると指摘されています。

このことから、地震による建物の損壊・倒壊を未然に防ぐことが建物被害、しいては人的被害の防止に結びつき、あらかじめの予防施策としての建築物耐震化促進の有効性が、そのキープイントと考えられ、緊急かつ重要な課題と思われます。

4) 南海トラフ巨大地震の被害想定

平成25年3月に内閣府より発表された「南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)」には、最新の科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、その推計結果が取りまとめられています。その発生頻度は今後30年以内に70から80%の確率で南海トラフ沿いにおいて発生すると言われている地震はM8クラスの地震で、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済へのリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性があります。奈良県においては最大震度6強で、揺れによる建物倒壊は最大26,000棟で人的被害は死者約1,700人、そのうち建物倒壊による死者は約1,600人と想定されています。なお、本市における震度も6強と予測されています。



第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

3-1 計画策定における表現について

建築基準法の耐震基準に関する改正は昭和 56 年 6 月 1 日から施行され、新耐震基準が導入されたことから、これ以降建築された建築物を「新基準建築物」、これより以前に建築された建築物を「旧基準建築物」といいます。

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「耐震化されている建築物」とは、新基準により建築された建築物、耐震診断により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たしている建築物」という。）及び耐震改修により耐震化した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）をいいます。

この、「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」といいます。

「耐震診断」とは、既存の建築物の構造的強度を調べ、耐震性、受ける被害の程度を判断する行為のことをいいます。

「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕もしくは模様替えまたは敷地の整備を行うことであり、このうち増築、改築を伴わない修繕もしくは模様替えを「耐震補強」といいます。

「建替え」とは、耐震性が不十分な建築物を除却し、新築することをいいます。

「耐震性が不十分な建築物」とは、旧基準により建築された建築物のうち耐震診断結果から耐震性が不十分であるもの及び耐震改修が行われていないものの、どちらかに該当するものをいいます。

3-2 耐震化に向けた取り組み

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となりました。また、平成 16 年の新潟県中越地震及び平成 19 年の新潟県中越沖地震では、人的被害とともに多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生しました。

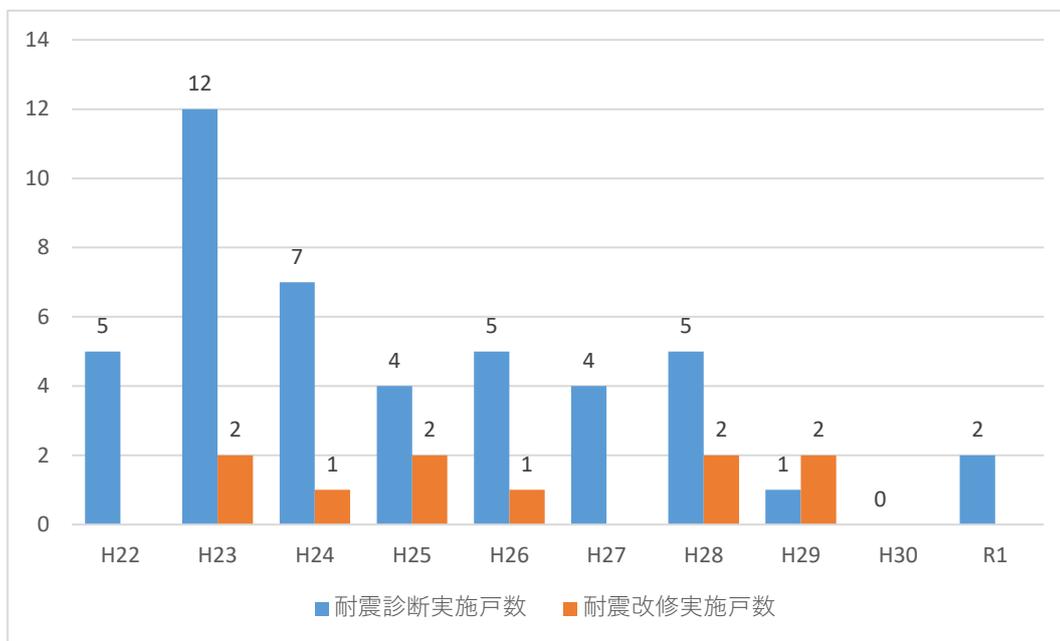
それらの既往地震での被害状況を踏まえると、市民の安全・安心を確保し地震被害の軽減を図るためには建築物耐震化は重要かつ緊急的な課題と考えられ、市は総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していくものとします。

1) 大和高田市のこれまでの取り組み

本市は、阪神・淡路大震災による人的被害及び建物被害を身近に経験したことを踏まえて、地震時における建物被害及び人的被害を軽減するため、耐震改修促進法（平成 7 年法律第 123 号）第 1 条の趣旨に則り、奈良県との協力関係のもと、既存建築物の耐震診断の支援に努めています。

民間木造住宅では、大和高田市既存木造住宅耐震診断支援事業を展開しており、平成18年度から平成27年度で83件の耐震一般診断の実施を行っています。

■図3-2-1 大和高田市既存木造住宅耐震診断・改修支援事業の実施状況 (単位:棟)



■表3-2-2 大和高田市既存木造住宅耐震診断支援事業の実施状況 (単位:棟)

実施年度	診断件数	診断結果 [評点 (保有耐力/必要耐力)]			
		0.7 未満	0.7~1.0	1.0~1.5	1.5 以上
平成22年度	5	3	2	0	0
平成23年度	12	11	1	0	0
平成24年度	7	7	0	0	0
平成25年度	4	4	0	0	0
平成26年度	5	5	0	0	0
平成27年度	4	4	0	0	0
平成28年度	5	5	0	0	0
平成29年度	1	1	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0
令和元年度	2	2	0	0	0
計	45	42	3	0	0

注) 評点が1.5以上:倒壊しない。1.0~1.5未満:一応倒壊しない。0.7~1.0未満:倒壊する可能性がある。
0.7未満:倒壊する可能性が高い。

また、市有建築物においては、平成 19 年度末における耐震性のない建築物の棟数は 68 棟となっておりましたが、令和元年度までに、小中学校の耐震補強工事を中心とする 47 棟の耐震改修工事を実施しています。

このほか、耐震診断・改修に関する相談会やパネル展示等に取り組んでいます。

3-3 住宅の耐震化の現状と目標

1) 住宅の現状

平成 30 年の住宅・土地統計調査によると、本市の年代別住宅数は以下のとおりと考えます。

本市の総住宅数は、平成 30 年現在で 25,520 戸となっており、このうち旧耐震基準の住宅が 8,230 戸となります。構造別に見ると、木造住宅は建替えが進んでおり、非木造住宅の数は若干減少して来ています。

■表3-3-1 市域の年代別、構造別住宅の状況 (単位:戸)

区分	総数	木造	非木造
昭和 55 年以前	8,230	7,180	1,050
昭和 56 年以降	17,290	10,810	6,480
合計	25,520	17,990	7,530

注) 「木造」は、防火木造を含む、「建築時期不詳」は昭和 55 年以前を含む

※データの出典:平成 30 年住宅・土地統計調査

■表3-3-2 市域の年代別、用途別の状況

(単位:戸)

区分	総数	用途別			
		一戸建て		共同住宅	長屋住宅 その他
		木造	非木造		
昭和 55 年以前	8,230	5,790	160	830	1,450
昭和 56 年以降	17,290	9,760	520	6,300	710
合計	25,520	15,550	680	7,130	2,160

※データの出典:平成 30 年住宅・土地統計調査(奈良県データより按分)

住宅(持家)の耐震工事の実施状況は、以下に示すとおりであり、耐震工事が実施されたのは約 1.9%となっています。

■表3-3-3 市域の住宅(持家)の耐震工事実施状況(平成 25 年～平成 30 年 9 月)

区分	木造	非木造	構造別合計
耐震工事実施済	370 戸(1.9%)	0 戸(0%)	370 戸(1.9%)
耐震工事未実施	14,890 戸(76.2%)	4,270 戸(21.9%)	19,160 戸(98.1%)
合計	15,260 戸(78.1%)	4,270 戸(21.9%)	19,530 戸(100%)

※データの出典:平成 30 年住宅・土地統計調査

前頁にある、平成 30 年住宅・土地統計調査により大和高田市の平成 29 年度末における住宅の推計は総数において 25,520 戸で、そのうち「新基準建築物の住宅」は 17,290 戸(約 68%)、また「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修済みの住宅」は同調査からの推計により 980 戸、「耐震診断結果により耐震性ありの住宅」は、2,150 戸であることから、本市内の住宅総戸数のうち、20,420 戸(約 80%)が、「耐震化されている住宅」と推計出来ます。

■図3-3-4 住宅の耐震化の現状(平成30年推計)

住宅総数 25,520 戸	新基準建築物 17,290 戸 (67.8%)	耐震化されている住宅 20,420 戸 (80.0%)
	旧基準建築物 8,230 戸 (32.2%)	耐震改修済みの住宅 980 戸
		診断で耐震性ありの住宅 2,150 戸
		耐震性が不十分な住宅 5,100 戸 (20.0%)

2) 住宅の将来

昭和56年から平成30年の住宅・土地統計調査より、令和7年度における住宅の状況は、「新基準建築物の住宅」については18,920戸(75%)、また、「旧基準建築物の住宅」のうち、「耐震改修済みの住宅」については、同調査からの推計により990戸、「耐震診断結果により耐震性ありの住宅」は、1,280戸となることから、将来の住宅総数25,220戸のうち、21,190戸(84%)が、「耐震化されている住宅」と推計出来ます。

■図3-3-5 将来の住宅の耐震化の状況(令和7年推計)

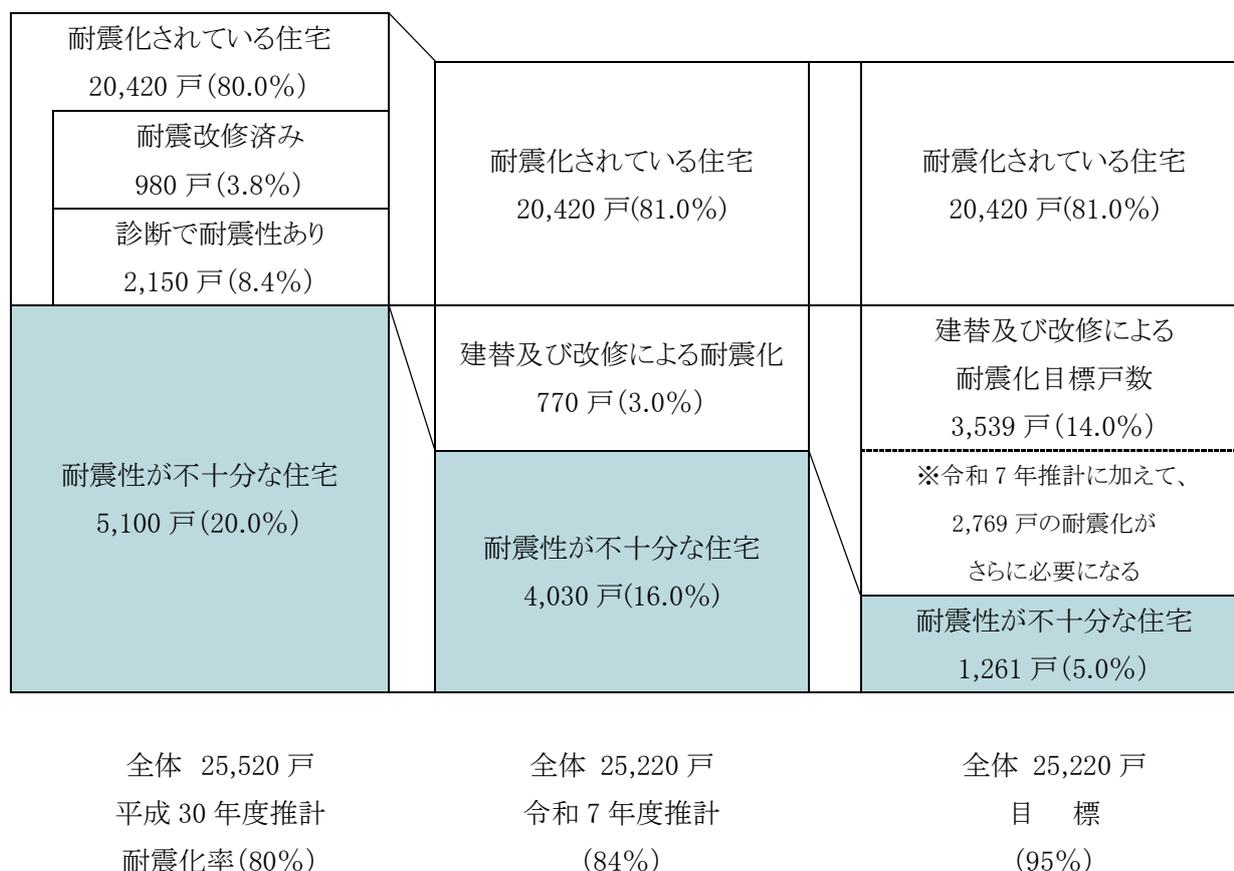
住宅総数 25,220 戸	新基準建築物 18,920 戸 (75.0%)	耐震化されている住宅 21,190 戸 (84.0%)
	旧基準建築物 6,300 戸 (25.0%)	耐震改修済みの住宅 990 戸
		診断で耐震性ありの住宅 1,280 戸
		耐震性が不十分な住宅 4,030 戸 (16.0%)

3) 耐震化の目標の設定

住宅の耐震化の現状、将来の推計、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による人的被害及び経済被害を半減させるために、住宅の耐震化率を令和 7 年度までに 95% にすることを目標とします。

◎本市の令和 7 年度における住宅の耐震化率：95% (目標)

■図3-3-6 住宅の耐震化の目標(令和 7 年推計)



耐震化率 95%を達成するためには、今後 3,539 戸の住宅の耐震化が必要であるが、現状の民間の任意の建て替え、改修による推移でいくと耐震化される住宅戸数は 770 戸になります。残り 2,769 戸については耐震化を誘導し促進する必要があります。

令和 7 年の耐震化必要戸数 3,539 戸を、仮に建て替えと改修で半数ずつ(約 1,770 戸)担うとすると、令和 3 年から令和 7 年まで毎年 354 戸の建て替え及び改修が必要になります。このため、耐震化の重要性・必然性についての普及・啓発、耐震化を支援する施策を今後もより一層推進することにより耐震診断の実施を促し、さらに旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図ることにより、耐震化率の向上を目指すものとします。

3-4 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状と目標

1) 多数の者が利用する建築物等の現状

多数の者が利用する建築物等の用途、規模の要件は以下のとおりです。

■表3-4-1 多数の者が利用する建築物一覧(耐震改修促進法第14条第1号)

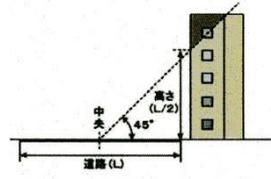
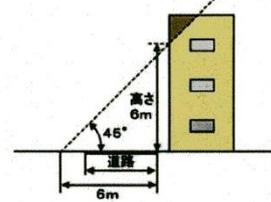
用途		規模要件
多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校
		上記以外の学校
		体育館(一般公共の用に供されるもの)
		ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
		病院、診療所
		劇場、観覧場、映画館、演芸場
		集会場、公会堂
		展示場
		卸売市場
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
		ホテル、旅館
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿
		事務所
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
		幼稚園、保育所
		博物館、美術館、図書館
		遊技場
		公衆浴場
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第14条第2号) ※表3-4-2参照		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理する全ての建築物
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物(法第14条第3号) ※表3-4-3参照		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって全面道路の幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)

■表3-4-2 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の該当基準
(耐震改修促進法第14条第2号)

危険物の種類	危険物の数量
(1) 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
ヘ 導爆線又は導火線	500km
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2t
チ その他の火薬を使用した火工品	10t
リ その他の爆薬を使用した火工品	5t
(2) 消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる品名および性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
(3) 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30t
(4) 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20m ³
(5) マッチ	300マッチトン(※)
(6) 可燃性のガス((7)及び(8)を除く。)	2万m ³
(7) 圧縮ガス	20万m ³
(8) 液化ガス	2,000t
(9) 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体または気体のものに限る)	20t
(10) 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体または気体のものに限る)	200t

※1マッチトンは、並型マッチ(56mm×36mm×17mm)で7,200個、約120kg

■表3-4-3 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物(耐震改修促進法第14条第3号)

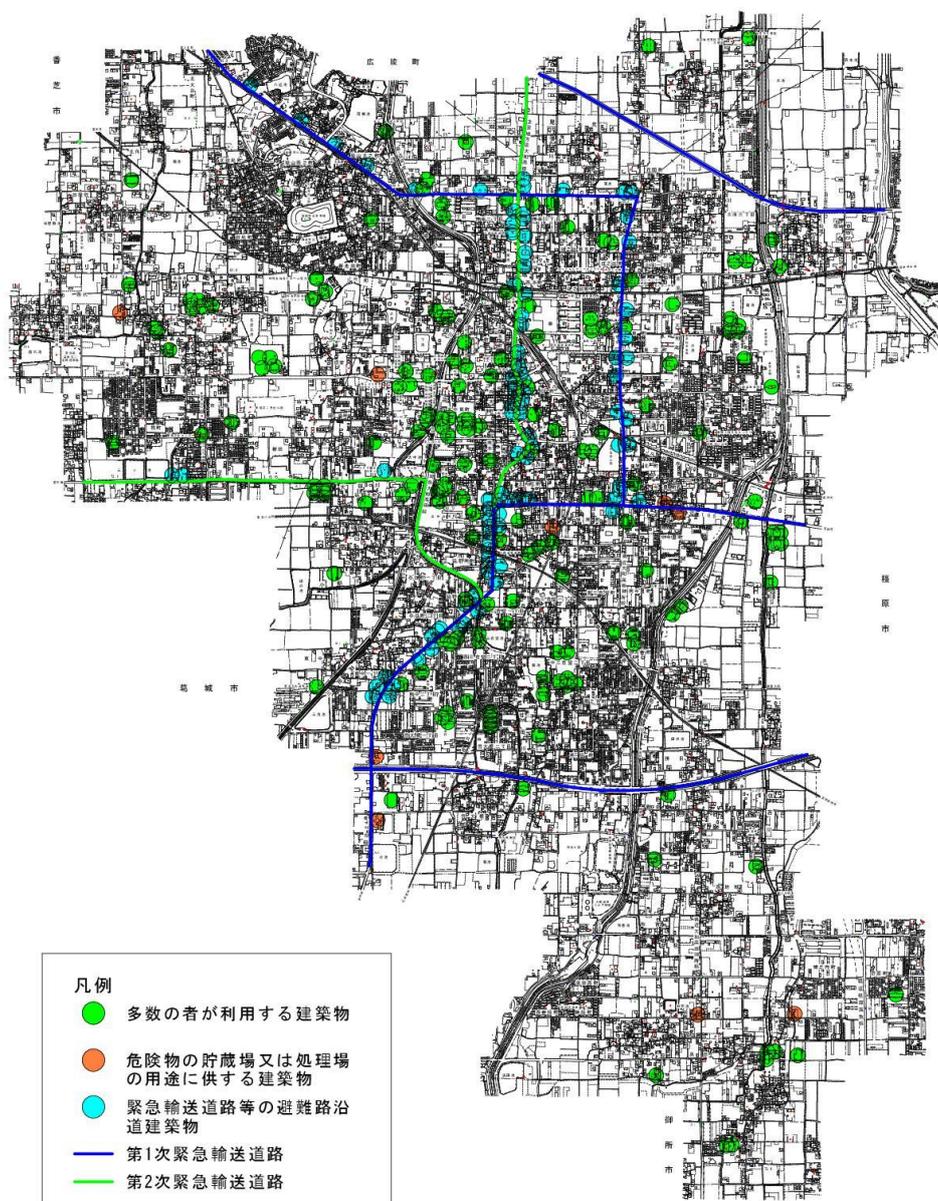
耐震改修促進法での区分	建築物の高さ	解説図
面している緊急輸送道路の幅員が12mを越える場合	道路幅員の1/2より高い建築物	
面している緊急輸送道路の幅員が12m以下の場合	6mより高い建築物	

2) 多数の者が利用する建築物等の分布状況

耐震改修促進法において、耐震化を図る必要性が高い建築物として位置付けられる多数の者が利用する建築物等の市域での分布状況は以下のとおりです。

本市内で多数の者が利用する建築物等に該当する建築物は、のべ 422 棟あります。

■表3-4-4 多数の者が利用する建築物等の分布(市有+民間)



A. 多数の者が利用する建築物の耐震化状況

多数の者が利用する建築物は 207 棟あり、昭和 56 年以前の建築物は 92 棟となっています。また、昭和 56 年以前の建築物のうち、耐震性ありの建築物は 51 棟と推計されます。以上のことから、耐震化率は約 80.2%と推計されます。

B. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化状況

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は 9 棟あり、昭和 56 年以前の建築物は 6 棟となっています。また、昭和 56 年以前の建築物のうち、耐震性ありの建築物は 0 棟となっています。以上のことから、耐震化率は約 33.3%と推計されます。

C. 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化状況

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物は 106 棟あり、昭和 56 年以前の建築物は 35 棟となっています。また、昭和 56 年以前の建築物のうち、耐震性ありの建築物は 1 棟と推計できます。以上のことから、耐震化率は約 67.9%と推計できます。

■表3-4-6 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状(令和元年推計)

多数の者が利用 する民間建築物 総数 322 棟	昭和 57 年以降の建築物 189 棟(58.7%)	耐震化されている建築物 241 棟(74.8%)
	昭和 56 年以前の建築物 133 棟(41.3%)	耐震性ありの昭和 56 年以前の建築物 52 棟(16.1%)
		耐震性が不十分な建築物 81 棟(25.2%)

4) 耐震化の目標の設定

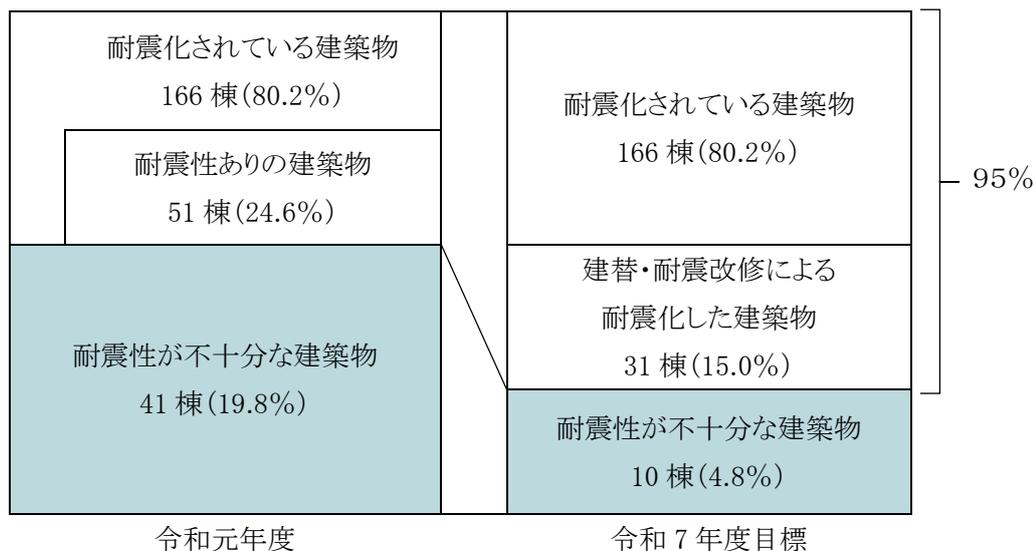
多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの本市の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえて、地震による人的被害及び経済被害を半減させるために、多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%にすることを目標とします。

◎本市の令和 7 年度における住宅の耐震化率：95%(目標)

耐震化率 95%を達成するため、多数の者が利用する建築物については 31 棟の耐震化が必要であるため、年間 6 棟の耐震化が行われることを目指します。

また、耐震化の重要性・必要性についての普及・啓発、耐震化を支援する施策を一層推進することにより、旧耐震建築物の建て替え・耐震改修の促進を図るものとします。

■図3-3-6 多数の者が利用する建築物(207 棟)の耐震化の目標(令和 7 年推計)



3-5 市有建築物の耐震化の現状と目標

災害時には、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用されることから、公共施設の耐震化を進めることは被災時の利用者の安全確保ばかりでなく、防災拠点としての迅速な対応にもつながり大変重要です。

このため、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めます。

1) 市有建築物における耐震化の現状

大和高田市における市有建築物及び多数の者が利用する市有建築物の現在の状況を整理し、以下に示します。

■表3-5-1 市有建築物の耐震化の現状

(単位:棟、%)

市有建築物 の種類	耐震化の現状						耐震化率 ⑦ (=⑥/①)
	対象 棟数 ① (=②+③)	新基準 建築物 ② (S57~)	旧基準 建築物 ③ (~S56)	耐震化の現状		耐震化されて いる建築物 ⑥ (=②+④+⑤)	
				耐震改修 実施済 ④	耐震性を 満たす ⑤		
住民の生活の 場となる施設 (学校、公営住 宅、社会福祉施 設、幼稚園、保 育所等)	93	41	52	47	3	91	97.8
多くの住民が利 用する施設 (公民館、会館 等)	21	15	6	0	0	15	71.4
災害時に防災 拠点となる施設 (庁舎、病院等)	6	2	4	0	0	2	33.3
計	120	58	62	47	3	108	90.0

※ 2階以上、または延べ床面積 200 m²を超えるもの(奈良県消防防災課調査基準)

倉庫等で居室を有しない建築物及び渡り廊下で開放性があり簡易な構造の建築物を除く

大和高田市有建築物については、「新基準建築物」が58棟(48.3%)、「旧基準建築物」が62棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が47棟(39.2%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が3棟(2.5%)であることから、「耐震化されている建築物」は108棟となり大和高田市建築物総数のうち90.0%が耐震化されています。

2) 市有建築物における耐震化の目標

市有建築物については、耐震改修促進法により市は耐震改修を行うように努めることとされており、さらに施設所有者として市民、施設利用者の生命(安全)を守る責務があることから、耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について、建築物の重要度や倒壊危険度等を考慮して耐震化の優先順位を行い、効果的な耐震化を進めます。

特に庁舎等の防災上重要な建築物、不特定多数が集まる集会場等緊急度の高い施設から財政事情を考慮しつつ計画的な耐震化を進め、耐震化の目標達成を図ることとします。

◎本市の令和7年度における市有建築物の耐震化率：95%(目標)

また、市有建築物の耐震診断については、耐震意識の向上を促進するために調査結果の公表に取り組んでいくことにします。

■表3-5-3 市有建築物の耐震化の目標

(単位:棟、%)

市有建築物		現状						令和7年度目標		
法	用途	S56 以前の 建築物 ①	S57 以降の 建築物 ②	建築物 数 ③ (①+②)	①の内 耐震性 有り建 築物 ④	耐震性 有り建 築物 ⑤ (②+④)	耐震化 率(%) (⑤/③)	R2年度 耐震性 なし建築 物	R7年度 耐震性 なし建築 物	H32 年度 耐震化 率
1 号	学校	36	27	63	36	63	100.0	0	0	100.0
	公民館・会館	6	8	14	0	8	57.1	6	0	100.0
	共同住宅等	4	3	7	3	6	85.7	1	0	100.0
	社会福祉施設	0	1	1	0	1	100.0	0	0	100.0
	幼稚園・保育所	12	10	22	11	21	95.5	1	0	100.0
	庁舎・事務所等	2	1	3	0	1	33.3	2	0	100.0
	計	60	50	110	50	100	90.9	10	0	100.0
2 号	注)1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 号	注)2	1	0	1	0	0	0.0	1	0	100.0
合計		63	50	113	43	93	82.3	20	5	95.6

注)1 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

2 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

3 3号建築物でいう道路は、県が指定する緊急輸送道路とする

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

4-1 耐震診断・耐震改修に向けての各々の役割分担

1) 住宅・建築物の所有者の役割

住宅・建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため、耐震診断・耐震改修や建て替え等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本とします。

2) 市の役割

市は、本計画に基づき優先的に耐震化すべき多数の者が利用する建築物については、各所管課の方針に従いつつ速やかに耐震化を推進するとともに、重点的に耐震化すべき地域の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めることを基本とします。

3) 建築関係団体等の役割

建築関係団体等は、住宅・建築物の耐震化に関する技術の向上・開発に努め、住宅・建築物の所有者等が気軽に相談等できる体制の構築に協力し、耐震化の促進に寄与することを基本とします。

4-2 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取り組み方針

1) 耐震化を図る施策の基本方針

本市の建築物耐震化の現状を把握することにより、耐震化目標を達成するためには行政の支援策が必要と考えられます。そのためには、これらを踏まえ本市の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を、以下の基本方針により計画的かつ総合的に進めていきます。

耐震改修促進の方針

- 「市民の生命・財産を守る」ことを基本として、優先度を明確にして施策に取り組み、耐震化目標値を達成する。
- 高齢者世帯等の様々な理由により建物全体の耐震化が困難な場合は、最低限「生命を守る」ための改修等を促進する。
- 市民・所有者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。
- 所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。
- 新基準建築物についても、法改正・告示基準の制定がなされ、国・県の動向に呼応し、さらなる建築物の安全性確保に取り組む。

また、住宅の耐震化に向けては耐震診断の推進が不可欠であることから、耐震診断の推進に向けて、以下のような取り組みを行います。

- 旧耐震基準による木造住宅に対して耐震診断の実施を推進し、早急に耐震改修が必要な住宅を把握する。
- 老朽木造の密集市街地や狭隘な避難路沿いに立地する住宅を把握し、耐震診断を推進する。
- 耐震化が進んでいない木造住宅については、重点的に耐震診断を実施する。
- 地域における防災訓練等のイベントに併せて、耐震診断・耐震改修を啓発する。

2) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

地震に伴う倒壊等による被害を減少させる観点から、優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定します。

- 住宅については、旧耐震基準建築物の木造住宅の過去の地震における被害状況、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。このうち、旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから、「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。
- 多数の者が利用する建築物は、地震発生時に利用者の安全を確保する必要性が高いこと、一定の規模以上の危険物を取り扱う建築物は、倒壊した場合に多大な被害につながるおそれがあること、地震発生時に道路を閉塞させる建築物は、倒壊した場合に道路を閉塞し、多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

このうち、地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる災害対策本部及び支部の庁舎、避難収容拠点となる学校等その他の防災上重要な建築物については、「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

また、地震発生時の建築物の倒壊による周辺市街地への影響や、人的被害発生懸念等から、劇場、展示場、百貨店等の不特定多数の者が利用する建築物については、「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

- 本市が所有する建築物については、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から、「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

4-3 耐震診断・耐震改修を促進する支援策の概要

地震時の被害が大きくなると予想される旧耐震基準の木造住宅について、所有者等が耐震診断を希望する場合、市が技術者を派遣し耐震診断を行う事業を実施しております。

耐震改修及び、ブロック塀は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものです。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや、市の財政状況等を考慮したうえで、耐震性が不十分である建築物の耐震性を満たすために行う耐震改修工事や、ブロック塀の改修を促進するため、その費用の一部を補助する事業を実施しています。

また、耐震化を推進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援とともに、防災意識の向上や支援制度の広報について、より効果的な対策を積極的に実施します。

<市の支援事業>

耐震診断支援事業	大和高田市既存木造住宅耐震診断事業
耐震診断支援事業	大和高田市特殊建築物等耐震診断事業
耐震改修支援事業	大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助事業
ブロック塀耐震改修事業	大和高田市ブロック塀等撤去改修工事補助事業

4-4 耐震改修に関する優遇税制の活用

個人が旧耐震基準の住宅の耐震改修を行った場合に、所得税及び固定資産税の減免が受けられる優遇税制等の情報提供を積極的に行います。

4-5 安心して耐震改修を行うことができる環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題になっていることから、建物所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に取り組みます。

特に「誰に相談すればよいか」「誰に頼めばよいか」「工事費用は適正か」「工事内容は適切か」等の、耐震化に取り組む市民の不安の解消を図ることが急務です。

【相談窓口】

耐震診断・耐震改修の相談業務は、以下のように実施しています。

- ◎住宅無料相談教室：なら・すまいアップセンター住宅無料相談室(予約制)
- ◎技術者紹介：(社)奈良県建築士事務所協会
- ◎耐震診断・改修計画に関する公的評価：(一財)なら建築住宅センター
- ◎住まいづくり相談会(月1回、無料)：環境建設部 住宅課

さらに、県や関係団体と連携して専門家向け講習会の実施や、受講者の紹介や紹介体制の整備の検討等を行います。

なお、関係団体が安心して依頼出来る体制整備を行った場合、その内容について積極的に公表するとともに、その活用等についても検討します。

このほか、家具固定等の簡易な耐震対策や市民ニーズに対応した耐震工法の提案等、簡便で安価な耐震改修の工法について紹介を行っていきます。

4-6 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

これまでの地震被害から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの地震防災対策、家具等や建築設備の転倒、破損防止対策を実施することへの必要性が指摘されています。

このため、県と連携して被害の発生するおそれのある住宅・建築物の所有者に対して必要な処置を講じるよう啓発・要請し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス・天井の落下防止対策、エレベーターの地震防災対策等の総合的な安全対策については、市の広報誌やホームページ等での情報提供及び啓発活動等の充実を行います。

1) ブロック塀等の安全対策

地震によってブロック塀が倒壊すると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があるため、ブロック塀等の安全対策を行っていく必要があります。

具体的な取り組みとして、ブロック塀の改修を促進するため、その費用の一部を補助する事業を実施し、住宅の危険度の自己点検や補強方法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、市民自身による地震に対する安全性のチェックを促すとともに、防災意識の向上を図っていきます。

対象とするブロック塀の条件は、避難路(住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路)等沿道である事を初め、その他の条件等についても広報誌やホームページ等での啓発の充実を図っていきます。

2) 窓ガラス、天井落下防止対策等について

人の通行が多い道路沿いに建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策、外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止、また大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者及び管理者等に対して安全対策措置を講じるよう啓発・要請を図っていきます。

3) エレベーターの地震防災対策

エレベーターについては、県との連携を図りつつ、現行法規・指針に適合しないものについて、以下に示す地震時のリスク等を建築物所有者に周知し、耐震安全性の確保の要請を図っていきます。

◎ エレベーターの耐震安全性の確保

運転休止させる必要性・閉じ込めが生じる可能性を根本的に低減するため、震度5程度までは、地震発生後も機能を維持し支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震性を確保

◎ 地震時管制運転装置の設置

初期微動の段階で作動して安全に着床・停止しドアを開放する「P波感知型地震時管制運転装置」の設置

◎ 早期救出体制の整備

閉じ込めからの早期救出について、通信の多様化による早期覚知、消防機関等との連携体制の整備

◎ 適時適切な情報提供

平常時における地震時のエレベーターの運転方法等の情報提供や、地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供

参考資料:「エレベーターの地震防災対策の推進について」(H18年)
社会資本整備審議会建築分科会建築物事故・災害対策部会より

また、平常時から乗り場やかご内における掲示、設置施設の防災訓練の活用等により、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等について利用者に周知します。

4) 避難路等の現状把握及びその沿道の住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

避難地や防災拠点施設等に通じる避難路、この避難路に通じる細街路等の幅員等及び沿道住宅・建築物の高さ等の調査し、避難路等の沿道住宅や建築物の耐震化基礎資料として整備を図ります。

この資料に基づき、これらの道路を閉塞させるおそれのある住宅及び建築物について耐震診断・耐震改修の促進も図っていきます。

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

5-1 地震ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップは、地震による被害の発生見通しと、避難方法等に係る情報を住民にわかりやすく事前に提供することによって、平常時から防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できます。

このため本市は、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載したハザードマップを作成(令和2年3月改定)し、活用されています。

■地震ハザードマップ

地震ハザードマップ(東南海・南海地震)

この地震ハザードマップは、大和高田市に大きな影響を及ぼす可能性のある地震の中でも、発生確率の高いとされる東南海・南海地震の予想震度を示したものです。

震度分布図

震度7

- 耐震性の低い木造建築物は、揺れものや、倒れるのがさらに多くなる。
- 耐震性の低い木造建築物は、まっすぐに倒れるものが多い。
- 耐震性の低い鉄骨コンクリート造の建築物では、倒れるものが多い。

震度6強

- 揺れが強く、動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。
- 耐震性の低い木造建築物は、揺れものや、倒れるものが多い。
- 大きな揺れが長時間にわたって発生する。つなや山崩れが起きることがある。

震度6弱

- 揺れていることが顕著になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開くことがある。
- 窓のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建築物は、五分落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

震度5強

- 揺れがかなり大きく、揺れが強い。
- 傾いたり、倒れたりするものが多い。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 傾いたり、倒れたりするものが倒れることがある。

震度5弱

- 揺れがかなり大きく、揺れが強い。
- 傾いたり、倒れたりするものが多い。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 傾いたり、倒れたりするものが倒れることがある。

震度4

- 揺れがかなり大きく、揺れが強い。
- 傾いたり、倒れたりするものが多い。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 傾いたり、倒れたりするものが倒れることがある。

震度3

- 揺れがかなり大きく、揺れが強い。
- 傾いたり、倒れたりするものが多い。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 傾いたり、倒れたりするものが倒れることがある。

震度2

- 揺れがかなり大きく、揺れが強い。
- 傾いたり、倒れたりするものが多い。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 傾いたり、倒れたりするものが倒れることがある。

震度1

- 揺れがかなり大きく、揺れが強い。
- 傾いたり、倒れたりするものが多い。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 傾いたり、倒れたりするものが倒れることがある。

●地震時に使用できる指定緊急避難場所、指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	指定緊急避難場所	指定避難所
1	総合福祉会館(ゆうゆうセンター)	大字油田418-1	0745-23-0789	○	○
2	武道館	幸町11-14	0745-23-6100	○	○
3	葛城コミュニティセンター	大字菅大坂783-1	0745-23-8001	○	○
4	菅原公民館	大字吉井77-1	0745-23-3561	○	○
5	片塩小学校	地北町2-1	0745-22-0151	○	○
6	菅原小学校	大字徳成町436	0745-22-0751	○	○
7	土庫小学校	土庫2-41	0745-22-0351	○	○
8	高田小学校	大中華町5-15	0745-22-0251	○	○
9	鏡川小学校	大字吉井1	0745-22-0551	○	○
10	鏡西小学校	大字油田3	0745-22-0651	○	○
11	浮孔小学校	中三倉堂2-5-43	0745-22-0451	○	○
12	浮孔西小学校	菅大町1-5-1	0745-23-0313	○	○
13	片塩中学校	中三倉堂2-9-28	0745-22-0951	○	○
14	高田中学校	大中華町5-48	0745-22-0851	○	○
15	高田西中学校	大字油田330	0745-22-7851	○	○
16	県立高田高等学校	藤野東町6-6	0745-22-0123	○	○
17	市立高田商業高等学校	材木町8-3	0745-22-2251	○	○
18	文化会館(さざんかホール)	本郷町6-36	0745-53-8200	○	○
19	総合公園プール	大字西坊城414	0745-52-4700	○	○

※指定避難所は、災害発生時の可能性及び災害発生時の状況に応じて、この震度の中から、震度3以上、災害の程度が低い、市のホームページにより随時して行われます。

●南海トラフ巨大地震

震度7以上の震度分布(南海トラフ巨大地震の被害想定)について、(仮)第二次報告(仮)を参照してください。

想定震度	震度5強から震度6強(1分から数分の揺れ)
死者数	合計 約1,700人
負傷者数	負傷者 約18,000人
避難者数	1週間後(最大となる見込み) 約290,000人
建物被害種数	全壊・全壊種数 約47,000種

※内閣府発表「中大南海地震 南海トラフ巨大地震の被害想定」について(仮)第二次報告(仮)を参照してください。

●液状化現象とは…

地下水位が高く、ゆるい堆積した砂地層などが、地震により激しく揺られると、土の粒子が水と混ざり合って一時的に液体のようになりやすくなります。これを液状化現象といいますが、一般的に埋め立て地や沼地など水分量が多い軟弱地での発生が多くみられますが、大和高田市内においても発生する可能性があります。

地盤崩壊

地震により、砂の粗面土が崩れて、水に混ざった状態になります。

液状化

地震後、しばらくすると、1991年に起きた砂の粒が混ざって、地盤に水が出てきます。

液状化が起こると発生する被害

- 地盤の支持力が低下することにより発生する、建築物の沈下や傾斜。
- 噴射・浸透が地中から湧き上げてくる現象による被害。
- 地下に埋設された水道管・ガス管・電線の損傷による、ライフラインの寸断。

29

5-2 相談体制及び情報提供の充実

本市は、耐震診断・耐震改修に関する現在の相談制度をさらに充実させるほか、情報提供（耐震改修工法・改修費用・事業者情報・標準契約書・助成制度の概要及び税制度等）に関する施策等を実施していきます。

また、耐震診断・耐震改修の必要性や助成制度、耐震措置の情報について、県との連携を図りつつ統一的・戦略的な広報活動を実践します。

◎ 地震による建物倒壊の危険性を踏まえた的確な情報提供

- i) 全国どこでも地震発生の可能性があること
- ii) 耐震性の低い住宅は、倒壊の危険性が極めて高いこと
- iii) 住宅が倒壊すれば、生死に直接関わること
- iv) 住宅の倒壊は、地震後の生活の再建を極めて困難にすること
- v) 自分だけでなく、近所の人々にも大きな迷惑をかけること
- vi) 「気軽に」相談できる仕組みが整備されていること
- vii) 簡便で安価な耐震措置の手法が揃い、比較的「気軽に」耐震措置が実施できること
- viii) まずは、自宅や所有建物の耐震性について、調査する必要があること

◎ さまざまな手法を活用した情報提供

地域の防災訓練や行事、イベントの活用、インターネットの活用等を実施します。

i) 市主催のイベント

市主催のイベントにおいて住宅・建築物に関する無料相談会を企画し、啓発用展示パネル、地震に関する住宅相談、ミニ講演会等により耐震診断・耐震改修の情報提供を推進します。

ii) 住まいづくり相談会

市役所の環境建設部 営繕住宅課にて開催日時を決めて実施（毎月水曜1回、無料）

このほか、県等が設置している住宅相談窓口の活用に向けて、県との連携を強化していきます。

5-3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

耐震診断・改修に関する事業の促進に資するパンフレットを作成・配付し、補助制度、融資制度の普及啓発に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発していきます。

また、セミナー・講演会の開催、耐震改修事例集の作成、広報活動及び家具等の倒壊防止対策等について、県と連携して実施していきます。

1) パンフレットの作成・配付等

市は、市民向けの相談会、パンフレット、ホームページ及び広報等により、建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできました。

今後も、県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度及び耐震化の必要性・重要性について啓発します。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて、耐震改修の実施を促すことが重要かつ効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図ります。

2) 各種広報媒体を活用した普及・啓発

市の広報、自治会の回覧板及びホームページ等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を継続して実施します。

3) 説明会等の開催

市等主催の説明会の開催、自治会単位等で開催される説明会及び講習会等へ開催団体と協力のうえ講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行います。

5-4 家具の転倒防止策の推進

地震時の家具の転倒は、居住者の負傷の原因となる他、住居内の避難や救助の妨げになることが考えられます。このため、住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関する情報提供等の広報を行い、市民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図っていきます。

5-5 自治会等との連携（取り組み支援策等）

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要であり、地域としての普段からの耐震化への取り組みが重要です。

自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、防災訓練を通じて耐震化の啓発活動を担うことが期待されます。

このほか、地域に密着した防災熟練者や自主防災組織の育成、NPOとの連携及び地域全体での耐震化の促進や、危険なブロック塀や広告看板等の改修・撤去等の取組みを支援する施策を講じます。

5-6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

関係団体、地域住民等との連携を図り、円滑かつ適切な耐震診断・改修が行われるようにする観点から、協議会の設置及び耐震事業の概要等について様々な検討を行います。

また、地域の状況に応じ、耐震性の高い住宅ストックの形成を誘導するため、住宅性能表示制度の活用促進に関する事業、地震保険の加入促進に資する普及啓発事業等について検討します。

第6章 所管行政庁との連携に関する事項

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、効率化を図るため、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容・実施方法を定め、効果的な施策を行う必要があります。

そのため、所管行政庁である県及び本市において、書式の整備、具体的な取組み方針等について十分に協議を行い、連絡調整を取った上で連携を図りながら指導等を進めていきます。

第7章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

7-1 庁内での推進体制の確立

本市における防災、福祉、教育及び市営住宅等を所管する部局等、庁内が一体となって市有建築物の耐震化を推進します。

7-2 関係団体との協働による推進体制の確立

県、市、関係機関及び建築関係団体等で組織する、「奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会」を活用し、耐震化への取組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進します。

また、特に周辺市町村及び広域組合と連携を深め、災害時の緊急避難輸送路の保全問題等に情報交換を行います。